



Title	墓誌史料による唐代宮人研究の深化
Author(s)	陳, 麗萍; 樺, 佳子
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 15-19
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/100668">https://hdl.handle.net/11094/100668</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 墓誌史料による唐代宮人研究の深化

陳麗萍

古代の宮廷は国家権力の中核であるとともに、1つの雑然とした社会空間でもある。一般に、宮廷女性は内官（后妃）と宮人に二分される。このうち、宮人は宮廷集団を構成する主体であり、規模が膨大でなおかつ身分が複雑であるうえ、后妃へと身分が転換する可能性も内包している。宮人は主に宮官・女師・乳（保）母・宮尼女冠〔訳者注：「女冠」は女性道士〕・掖庭・教坊宮人等で構成される。宮廷は政治と社会という二重の属性を兼ね備えている。宮人は全体的に地位は低いものの、その身を権力の中核に置き、国家政治及び皇帝権力の運用に対して潜在的に巨大な影響力を有していることから、歴史研究において重要な研究対象となっている。唐代の宮廷女性はしばしば後宮の垣根を越えて、社会や政治の領域を活性化させる大きなエネルギーとなった。しかしながら、男権社会下で編纂された歴史書や史料は女性に多くの紙幅を与えておらず、さらに後宮の秘匿性も加わって、宮人を直接反映した史料は相対的に少ない。だが、考古学の成果により特に墓誌資料が陸續と蓄積され、宮人集団の歴史像や唐代の宮廷政治、社会生活の考察に新たな史料的根拠が提供されるようになった。

## 伝統史料の空白や限界を補う

現在公表されている唐代の宮人墓誌はおよそ 160 余件、両晋北朝は 20 余件、隋代は 40 余件にのぼる。以前の唐代宮人研究は主に二種類の史料によって展開されていた。一つは『唐六典』『唐会要』『唐代詔令集』『新唐書』『旧唐書』『資治通鑑』等の官製典籍であり、もう一つは『全唐詩』や伝奇小説等の文学作品である。前者は典章制度や重大事件、重要人物の研究に対して基本情報を提供してくれるものの、全体像や細部に疎漏がある。後者が提供する情報は詳細で当時の様子を生々しく伝えるものではあるが、文学色が濃く事実ではない情報も含まれる。墓誌は墓主の生涯を記録するものであり、相対的に客観的かつ詳細であるため、伝統史料の左証となり、その不足をある程度補うこともできる。

たとえば、宮人の職事と品階制度については『唐六典』に詳しい記載があり、殿中省の「六尚」になぞらえて設置された宮人「六尚」は、尚宮局・尚儀局・尚服局・尚食局・尚寢局・尚功局に分かれ、二十四司及び典・掌・女史等の職を管轄する。定員は 300 人前後で、品階は五品から流外までばらつきがある。職事と品階は宮人制度の構造や各種待遇の基盤であるものの、制度と墓誌に見える実例は完全には一致していない。

唐代の宮人墓誌のうち職事が明確な者はわずか 10 数例にすぎないが、それらに見える「典餼」、「掌闈」、「小唾盂局」等の職事、また二～四品といった五品を超える高級宮人の品階は、いずれも六尚の体系内には見えないものである。このことは、伝統史料が六尚と併存していた宮人制度に注意を払っていなかったことを示している。あるいは、六尚体系がその内部で

分岐し変動が生じていたのだとしても、実際に施行されていた唐代宮人制度のすべてを完全に当てはめることは不可能であろう。

幸運にも後宮を出られたり大臣に下賜されたりした少数の宮人を除き、大多数は死ぬまで宮中にいるしかない。宮人の葬地については長らく定説を見ない問題であった。伝統史料によれば、后妃や品階の高い宮人以外の多くの宮人は、死後に「宮人斜」、または「野狐落」と呼ばれる地域に集中して葬られている。出土墓誌に基づいて区分すると、宮人の葬地は長安・洛陽・咸陽の三地域に分散している。たとえば、唐前期の徳業寺宮尼の多くは咸陽に葬られ、洛陽宮人の葬地は北邙に集中し、長安宮人は葬地が固定しておらず、城西・城北・城東・三原・高陽原・龍首原等の地に分散している。晚唐になると、宮人と妃嬪宗室は万年県崇道郷や王徐村といった長安に近接する地域に集中して葬られている。墓誌が提供する宮人の葬地の情報は史料の記載よりも正確かつ具体的である。

皇帝陵を守る宮人が卒した後は、陵区の近くに埋葬されると、史書に記載がある。だが、それよりも等級がやや下がる皇后陵や追封皇帝陵、太子陵の守陵宮人の葬地については、史料に見えない。しかしながら、近年出土した墓誌によって、これらの宮人もまた守っていた陵寝の近くに埋葬されていたことが明らかになった。たとえば、孝敬皇帝〔訳者注：高宗皇太子李弘〕の恭陵には、某九品宮人が載初元年（689）に「恭陵西」に埋葬された。このほかにも、貞順皇后〔訳者注：玄宗妃武氏〕の敬陵に八品宮人柳氏が陪葬される等の例がある。これらの墓誌は宮人の喪葬制度の研究に史料的根拠を提供してくれるだけでなく、皇陵墓の主を確定する手がかりをも提供してくれている。

## 女性が政治に参与する時代の特徴を浮かび上がらせる

宮人が政治に参与する現象はしばしば史書に見えてはいたが、魏の明帝が「選女子知書可付信者六人、以爲女尚書、使典省外奏事、處當畫可」（公文書を校閲できる女子を選び信者六人を付けて、女尚書とし、省外の奏事を担当させ画可〔訳者注：詔書などの年号の左上に裁可したしるしとして皇帝が「可」という字を書くこと〕の処置にあたらせた）とあり、これが宮人の政治参与の制度的根拠となった。唐代宮人の政治参与は影響の大きさ、範囲ともに群を抜いており、歴史上唯一の女皇帝——武則天が出現しただけでなく、武周の後の中宗期にも、韋皇后・上官婉兒・安樂公主・太平公主・賀婁尚宮・柴尚宮等の女性政治家が集中して現れている。この現象が生じたのは、前朝の旧制にその兆候があり、さらに武則天が政治を担ったことでこうした機運が形成されたためであろう。

忠唐勢力の力を削ぐために、武則天は早くからこれに対抗する勢力として北門学士を育成していた。このほかに、墓誌資料の整理を通じて、武則天が自ら育成した女子集団が徐々に明らかになってきた。宮内での政務運用の便宜のために、武則天は世家大族から寡婦を徵集して女史に任じた。たとえば、韋余慶妻裴氏は「自司形管、寵冷丹闈」（形管〔訳者注：女史として后妃の事跡を記録する〕の任により、丹闈〔訳者注：朱塗りの門の意、宮中を指す〕

か】で広く重用された)、司馬慎微妻李氏は「宸極一十五年、墨勅制詞、多夫人所作」(十五年武則天に仕え、詔勅の文辞の多くは夫人によって作られた)、顏昭甫の妻殷氏は「以形管之才、膺大家之選、召置左右」(形管の才能によって大家【訳者注：女子の尊号。後漢に班昭を入宮させて皇后・貴人の師とし、号を「大家」としたことによる】として選出され、(皇帝は)召して側に置いた)等である。「墨勅制詞」、「司形管」等の表現から、これらの女史達の職務が詔文等の文案を起草するだけのように思われるが、実際には彼女達が政治の中核に参与し、これによって優れた政治経験と能力を獲得し、一定程度の政治資本を集積していたことを意味している。たとえば、裴行儉妻庫狄氏は武則天によって女御正に封じられたが、彼女の子である裴光庭墓誌の記載によれば、神龍の政変で「中宗践祚」後も、庫狄氏は依然として厚遇を受け、玄宗が「臨極」すると、玄宗は「旁求陰政」(側近に後宮の管理者を求め)、ふたたび庫狄氏を「内輔」に任せんとした。注目すべきは、武則天の政治主導によって勃興してきた宮人勢力が、武周政権を強固にする重要な支柱となっただけでなく、李唐再興となった神龍の政変においても積極的な働きをしていることである。神龍年間の宮人墓誌には宮人集団が李唐再興の政変に関わっていた記載が集中して現れている。たとえば、某七品宮人の墓誌には、「弼諧帝道、復我唐業、畴庸比德、莫之与京。方當開國承家、大君有命」(天子を助けて、(神龍の政変で)唐を改復し、他に抜きん出た徳によって任用された。李唐を再興すべしと皇帝の命があった)の内容が記載されており、同様の内容が同時期の宮人墓誌二十余件にも見える。「復我唐業」とは、中宗(太子李顯)や忠唐勢力が起こした神龍の政変を指し、これまでの学界では、政変の発起人として張柬之等の外臣集団に注目が集まっていた。

以上から、そのほかの王朝で出現した女主の政治関与や太后摂政等の状況とは異なり、武周から中宗・玄宗期に至る宮人の政治参与は決して「非正常な状態」ではないことがわかる。それどころか、この時期の宮人集団は重要な政治勢力の一角となっており、政治の趨勢、ひいては最高権力の帰属に対して多大な影響を与えるものであった。そして、まさしくこれ故に、神龍の政変後、宮人の政治参与は中宗期に至っても続くだけでなく、玄宗の辣腕による抑圧を経た後の中晚唐期にあっても、一度政治環境にゆるみが生じれば、大唐の政治舞台には女性政治家が次々と現れ活躍したのである。

## 新たな視点・手がかりの提供

北朝は「子貴母死」の立太子制度を施行したことにより、乳(保)母が皇帝との親密な関係を頼みに大権を独占し、保太后政治という独自の現象を形成した。唐代は北朝の遺風を引き継ぎ、乳(保)母は宮廷内で高い地位を享受し、武則天に至っては「保傅乳母伝」一巻を撰して、その養育の徳を高く評価した。近年出土した肅宗保母王氏墓誌等の史料は、我々が唐代乳(保)母集団について深く探究するための関連情報を提供してくれる。

唐制では、太子の乳母は郡夫人に封じられるが、諸帝の乳(保)母が何に封じられるかに

についての明確な制度は見えない。墓誌資料によれば、皇帝・后妃・太子・公主の乳（保）母はいずれも郡夫人、ひいては国夫人の封号を得ている。高宗乳母廬氏は燕国夫人に、保母姫氏は周国夫人に封じられ、玄宗乳母蔣氏は呉国夫人に、竇氏は燕国夫人に封じられ、肅宗保母王氏は涼国夫人に、憲宗保母廬氏は燕国夫人に、懿宗乳母は楚国夫人に封じられる等の例が挙げられる。乳（保）母は養子女と血縁関係ないものの、「母以子貴」の論理が依然として乳（保）母の地位待遇に適用されていた。一時権勢を誇った太平公主の乳母は奉国夫人に封じられ、第二の武則天となることを志した中宗韋皇后の乳母は莒国夫人に封じられたが、その一方で、中宗の乳母于氏は平恩郡夫人に封じられるに過ぎず、末代皇帝である唐哀帝に至っては、その三名の乳母は安聖君・福聖君・康聖君の封爵を得るに留まっている。「擬母子」の関係が乳（保）母達に「母以子貴」をもたらし、この恩寵はさらに「真母子」の関係を通じて乳（保）母達の子孫へと受け継がれ、彼らを「子以母榮」させる。劉慎言墓誌には、劉氏が官を得たのは彼女の祖母——高宗保母齊国夫人の蔭によるところが多かったことが示されている。

前述したように、唐代宮人と国家政治は密接な関係にあるため、宮人の重要な構成要素である乳（保）母集団は、関連する研究に新たな視点と手がかりを提供してくれる。一般に、乳（保）母の出自は地位が低く、多くは宦官婢女の出身である。太宗乳母劉氏は、もとは高祖李淵の家婢であったが、武徳六年（623）に隴西郡夫人に封じられ、貞觀十七年（643）に彭城郡夫人となり、卒去した後は太宗昭陵に陪葬され、皇帝陵に陪葬された唯一の乳母となった。墓誌資料には、顯貴の出身であるが、罪に座して没収されて奴となり、後に好機に恵まれて皇子の乳母となっている乳（保）母も見える。高宗保母姫氏は、もとは李孝常の息子の妻であったが、李氏父子の謀反に連座して掖庭に没収された。その後、姫氏は高宗の保母となり、滎陽郡夫人に封じられ、長孫皇后が若くして亡くなると、姫氏は数年にわたって心を尽くして高宗の世話をし、これによって尊崇を受け、数度にわたって封を受けて周国夫人にまで至った。姫氏は顯慶二年（657）に卒したが、その葬礼は贊の限りを尽くし、儀制を超えるものであった。乳（保）母が受ける待遇の水準は、当時の国力の水準をも反映している。肅宗保母王氏も同様に国夫人に封じられたが、卒去時はちょうど安史の乱後で国力が衰えていたため、肅宗は「思保姆之遺愛、懷鞠養之深慈」（保姆の愛情を思い、その養育の深い慈しみを懷かしむ）ものの、朝廷には豪華な葬礼を行う力が無く、すべては適当に対処され、その誌文もわずか数言に過ぎなかった。

興味深いのは、唐代晚期に后妃と宮人の名号が混在する現象が現れたことである。宣宗は外命婦と宮人に冊封する「夫人」の名号を后妃に用い、その現象は懿宗・昭宗の時に盛行した。哀帝の時には反対に后妃の「昭儀」の名号が乳母の冊封に用いられた。こうした「錯位」現象が生じた原因が政治の混乱にあるのか、あるいは特殊な意図のもとで行われたものであるのか、検討に値する問題である。

## 墓誌を使用する際は複数の史料を参考にすべきである

権勢を誇ったごく少数の人物を除き、宮人墓誌の多くは喪事を取り扱う部門が一括して記述するため、基本的な書式は固定化し、個々人の生涯の詳細な情報はほとんど記されない。したがって、墓誌を用いて研究を進める際には、その不足を認識し、誤りを避ける必要がある。

まず、宮人集団の構成は複雑であるため、個別の宮人の史事をもって集団の全体像のモデルとすることはできない。保母も同様で、高宗の保母が受けた恩寵は肅宗の保母をはるかに上回るが、この差は帝王の感情や国力の制限等といった複合的な要因によって決定づけられたものである。宮人の政治参与についても同様で、衛国夫人王氏と宋若莘が肯定的に受け入れられたのに対して、賀婁尚宮・宋若昭等は地位も名誉も失ったが、これもまた複雑な政治要素の影響を強く受けたためであって、彼女達の行為に本質的な違いがあったわけではない。

次に、唐以前の宮人墓誌の多くは晚清民国期に発見されたもので、考古情報を欠くものが非常に多い。唐代の宮人墓誌は中華人民共和国成立後に発見されたものが多いものの、墓に関して公表された情報には偏りがある。墓誌だけでなく、墓の規格や形状、葬具等も、墓誌の内容の判定や宮人集団に関する全面的な研究の展開にあたって重要な意味を持つ。このため、墓誌史料を使用する際は、できる限り墓に関するすべての考古情報を入手し注意を払うべきである。

墓誌は伝統史料の疎漏をある程度補い正すことはできるものの、墓誌の主体はつまるところ人物であり、誌文も簡略で曖昧な部分が多いため、伝統史料が持つ基本的な価値に取って代わることはできない。したがって、両者を結び付けてそれぞれの優れた部分を見極めてはじめて、実質的な研究を進めることができる。

最後に、現在発見されている唐代宮人墓誌は主に高祖から玄宗に至る期間と懿宗・僖宗期に集中しており、史料の分布に偏りがある。つまり、唐前期の墓誌の研究では、相互に証明し合える伝世文献があるが、中後期の墓誌の研究は、「紙上遺文」不足の問題に直面することになる。だが、これもまた宮人制度の変遷の研究に対して研究の余地を提供していると言えよう。

原載：『中国社会科学報』2017年11月20日第005版 歴史学、中国社会科学院。

翻訳：榎佳子